

ら一」に加筆・修正を行って2012年に出版されたものである。

表題にある“CNE”とは、“Comité national d'évaluation des établissements publics à caractère scientifique, culturel et professionnel”の略称で、日本語では「大学評価委員会」あるいは「全国大学評価委員会」と訳され、欧州を代表する大学評価機関として日本にもよく知られた存在であった。CNEは1984年の高等教育法に基づいて同年に設置され、2006年の研究計画法によって翌年に研究・高等教育評価機関（AERES）に統合されるまで活動を続けた。CNEは、高等教育担当省ではなく大統領の下に置かれた独立行政機関として、個別の大学の評価を行うだけでなく高等教育全般についての調査報告書（全体報告書）を作成し、その中で政策についての提言も行っていった。本書の分析対象は、CNEの存在期間に概ね相当する1980年代前半から2005年頃までである。

筆者は、CNEに関する先行研究について、CNEによる評価の目的は大学・高等教育の改善にあって、評価はそれ自体が目的ではなく大学改善に資するものでなければならないという重要な点への意識が不十分であると述べる。そして、CNEの最も中核となる活動が個別大学の評価であり、それによって各大学が改善することが指向されているにもかかわらず、個別大学に対する着目は不十分であったとする。そのような先行研究レビューに立って、本書の目的を、大学改善にとって有効な大学評価の在り方を探究する立場から、20年にわたる実績を有するフランスの大学評価及びその中心的機関であるCNEの活動を主たる対象とし、その目的、方針、活動内容、影響力を中心に総合的に分析を行うこととしている。そのための作業として、①フランスの大学評価が何を目指し、どのような考え方に基づいて、どのような活動を行ってきたのか、大学評価において競争原理はどのように位置付けられているのかを明らかにし、②大学評価が大学・高等教育全体及び個々の大学の改善に対して与えた影響、大学改善に対する大学評価の有効性を考察し、③大学評価の領域におけるフランスの特質や特徴、残された課題や解決すべき問題点を解明し、加えてフランスの大学評価に関する分析・考察をもとに、大学改善に対する大学評価の有効性、有効に機能させるために必要な条件、改善志向の大学評価における競争原理の位置付けといった、大学評価と大学改善を関連付けて捉える場合の重要な論点について検討を行うこととした。

本書の構成は以下の通りである。

服部憲児著

『フランス CNE による大学評価の研究』

(大阪大学出版会, 2012年, 185頁)

大場 淳 (広島大学)

本書は、著者が2007年に京都大学に提出した学位取得論文「フランスにおける全国大学評価委員会（CNE）による大学評価に関する研究—大学改善の促進の観点か

序章	大学評価をめぐる状況とフランスの大学評価
第1章	CNE の設立とその活動
第2章	フランスにおける大学第1期課程の改革
第3章	全国的高等教育政策と CNE の勧告
第4章	個別大学の改善に対する大学評価の影響
第5章	CNE によるフランスの大学評価の成果と課題
第6章	大学評価の有効活用に向けての新たな施策：追跡調査の試み
第7章	CNE による個別大学の実践紹介
終章	大学改善に資する大学評価：フランス的特質とその課題

本書は、まず序章及び第1章において、フランスで大学評価が検討され CNE が設けられた背景並びに CNE の活動の概要を説明する。すなわち CNE の大学評価は、大学の自律性拡大に対応したものであり、後述するように CNE は国と大学の間の機関契約に基づく契約政策の下で特に役割を果たしてきた。

続く第2章では、フランスの高等教育が抱えている最も大きな課題として大学第1期課程を取り上げて概説する。大学第1期課程の課題とは、入学試験を行わない同国の大学が高等教育の大衆化によって直面した諸課題（不適切な進路選択や大量の不合格者の発生など）である。

それを前提に、第3章では政府の高等教育政策と CNE の勧告の内容を比較する。その比較分析の結果、CNE が全体報告書等で提言してきた改革案のうち、少なからぬ部分が実際に高等教育政策として実施されているとみなしている。それを以って、フランスの高等教育政策に対して、CNE が強い影響力を持っていたことを筆者は示唆する。

同様に第4章では、幾つかの大学の事例を取り上げて、CNE の個別大学評価報告書が、当該大学でどのように取り扱われたのか、契約政策において CNE の個別大学評価がどのように反映されているかを考察する。その結果、国と大学との契約交渉において、多くの事例について CNE による評価が考慮されており、契約政策の中に入り込む形で CNE の評価は個別大学の大学改善に影響を与えていたと述べる。

第5章では、CNE による評価の主たる課題として、評価対象が機関単位に限定されていること（プログラム評価につながる学位授与権認証は高等教育担当省の権限）、評価結果の公開—特にインターネットによる公開—によって、改善よりも結果が重視されるようになったこと、大学評価に理解を欠くなどの理由から評価が困難な大学

が存在すること、評価の周期が平均約10年と長いことが挙げられている。そして、評価改善の取組が最後に紹介されるが、それは続く第6章の考察対象である追跡調査と連なっている。

第7章は、フランスの大学評価の特徴の一つである大学間のランク付けの拒否を受けて、大学評価が大学改革の先進的な事例を発見し、それを他の大学に波及させることをねらった取組として、CNE による個別大学の実践紹介を考察したものである。筆者は、CNE による大学評価の実践—優れたものと課題を抱えるものの双方を含む—の共有化を通して、高等教育全体の質の向上へと繋がる可能性を秘めていると指摘する。

まとめとなる終章では、最初に CNE の評価を本質的に外部評価とし、自主的な改善を促す（形式的）評価と位置付ける。そして、当該評価が高等教育政策や大学に多大な影響を与えたとしつつも、その限界を踏まえて、全国政策の策定、実践の共有化、個別大学の評価及び改善の3点についての課題を取りまとめている。そして、学内における具体的な改善の進め方に関する部分まで踏み込んで、評価から改善へのより確実な道筋をミクロな視点から探究することが本研究に残された最大の課題と述べ、若干ではあるが今後の研究の方向性を示唆して、本書を締めくくっている。

以上が本書の概要であるが、AERES 設置以降、フランスの大学評価の在り方は形式的評価を行っていた CNE 時代とは大きく変わって、総合的かつ詳細なものになっている。こうした評価の在り方には批判が多く、2012年に政権が右派から左派に交代し、社会党政権下で行われた高等教育関連の法改正検討では強い批判の対象となり、翌年に制定された高等教育・研究法で廃止されることが決められた。本稿執筆時点（2013年12月）では廃止していないものの、近い将来 AERES は研究・高等教育評価高級審議会（HCERES）に置き換えられる予定である。

今後の大学評価の在り方がどのように展開していくかは不明であるが、新法にさしたる新規性が認められない中で AERES の廃止を一種のスケープゴートとみなし、大学評価は大きくは変わらないと予想する者が少なくない。ただ、CNE が AERES に統合された以降、大学評価が複雑・肥大化し、高等教育制度全体に大きな負担になっているといった見方は多くの者によって共有されており、評価手順の簡素化の方向で新評価機関の検討がなされているといった報道等が多く見られる。

いずれにせよ、大学評価が形式的であった CNE の時

代は既に過去のものになっている。本書が述べるように CNE は優れた業績を数多く残したが、実践紹介を始め、それらの多くは形成的評価であったから出来た仕組みである。もちろん、今の制度でも優良実践（ベスト・プラクティス）という形で同様の仕組みは存在するが、それは大学の自発的改善を促すよりはむしろ政策誘導手段として用いられ、新制度学派が言うところの同型化 (isomorphism) を多くの高等教育制度でもたらしめている (日本の国立大学法人評価委員会の報告書で取り上げる事例を想起されたい)。

その意味では、強制力を伴わず資源配分とも連動しない CNE の評価が、高等教育政策や個別大学の改善にあまり影響を与えなかったとする見解—筆者は本書の随所でこれを否定する—には首肯せざるを得ない。高等教育政策を取り上げれば、CNE の提言が高等教育政策に多く取り上げられているのは、既に高等教育政策立案者側で議論されていることを多く取り上げた結果であり、CNE の提言には古くからの課題を繰り返したものも少なくない。実際、独立行政委員会やそれに類する機関の勧告の多くが、政府の意向を反映してなされることが多いことはよく知られたことである。CNE が政府機関である以上そうした事実上の制約は免れず、CNE の影響力を測るには政策形成過程の更なる吟味が必要であろう。

上に述べた大学評価の変化は、大学に対する社会の要求が変質していることを反映している。すなわち、欧州のリスボン戦略に象徴されるように、グローバル化 (グローバリゼーション) が進む中で高等教育が経済発展の手段とされ、多大な要求が大学に突きつけられ、それが多様な成果指標を伴う大学評価制度—より具体的には質保証—として体现されているのである。政府による予算や定員による縛りは減少したものの、目に見える形の成果が求められるようになっており、それに直面する大学人の苦悩は日仏共通している。

大学評価が一層総括的になる今日、本書が取り上げた CNE の経験が与える示唆は、自発的改善を促す形成的な評価の在り方そのものにある。大学評価の目的は大学の改善を促し、その教育・研究をよりよいものとするにある。CNE 時代のような評価を採用することはできないにしても、専門家の集団である大学の改善を促すには自発的な取組は不可欠であることは変わりがなく、そうした取組を促してきた CNE の評価の在り方が参考になると思われるからである。日本の大学評価制度に関わる多くの者によって本書が読まれることが期待される。